

介護保険料の改正などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線170)

■通知発送日(予定)

介護保険料の通知は、次のとおり発送します。
・普通徴収分(納付書で納める人)＝7月7日(金)
・特別徴収分(年金引き去りの人)＝7月21日(金)

■申告分離課税の所得金額算出方法の一部を変更

今回の改正では、合計所得金額の算出方法の一部を変更しました。

▷長期譲渡所得および短期譲渡所得＝特別控除後の金額を合計所得金額とする

【改正点】「特別控除前」⇒「特別控除後」
※影響のある人＝平成28年分の確定申告において、長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除を受けている人

○合計所得金額は、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額(損益通算後の金額)

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得金額については特別控除後の金額)の合計額を加算した金額です。

※国民健康保険税、市民税・県民税などの合計所得金額とは計算方法が異なります。

後期高齢者医療保険料の改正などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線170)

■通知発送日(予定)

後期高齢者医療保険料の通知は、次のとおり発送します。
・普通徴収分(納付書で納める人)＝7月11日(火)
・特別徴収分(年金引き去りの人)＝7月21日(金)

■均等割額の軽減制度の対象者が拡大

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額などが軽減されます。

今回の改正では、均等割の5割・2割軽減を判断する基準額を見直し、対象範囲を拡大しました。
《均等割》

▷5割軽減＝前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×27万円)以下」の世帯
【改正点】「26万5千円」⇒「27万円」

▷2割軽減＝前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×49万円)以下」の世帯
【改正点】「48万円」⇒「49万円」

■保険料軽減特例措置の見直し

《所得割》

▷賦課のもととなる所得金額が58万円以下＝所得割額2割軽減

【改正点】「5割」⇒「2割」

《均等割》

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった人は、所得割が課されず、被保険者均等割額は次の額が軽減されます。

▷軽減額＝26,600円(7割軽減)

【改正点】
34,200円(9割軽減)⇒26,600円(7割軽減)



国民年金保険料の免除申請はお早めに

▷問い合わせ先＝一関年金事務所(☎0191-234246)／国保年金課国民年金係(☎内線145・146)

平成29年度の国民年金保険料は、月額16,490円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請することにより、納付が全額免除または一部免除(一部納付)される制度があります。

免除申請は、更新時期が7月となっています。免除を希望する人は、早めに申請してください。

▷免除制度の種類＝下表のとおり

制 度	内 容
全額免除	保険料の全額(16,490円)を免除
4分の3免除	保険料の3/4(12,370円)を免除 【残りの1/4(4,120円)を納付】
半額免除	保険料の1/2(8,240円)を免除 【残りの1/2(8,250円)を納付】
4分の1免除	保険料の1/4(4,120円)を免除 【残りの3/4(12,370円)を納付】



▷免除制度の利用要件＝本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であること

※離職している人の所得は、職業安定所が発行する離職票、または雇用保険受給資格者証の写しなどを添付することで、審査対象となります。

※一部納付すべき保険料を2年以内に納付しなかった場合は、免除が無効となり、未納期間として扱われます。

■その他の保険料免除制度

- 納付猶予制度＝50歳未満の人の保険料納付が猶予されます(7月更新、所得審査あり)。
- 学生納付特例制度＝学生の保険料納付が猶予されます(4月更新、所得審査あり)。
- 法定免除＝障害年金、または生活保護法の生活扶助を受給している人の保険料が免除されます。

国民健康保険税の改正などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)

■通知発送日(予定)

国民健康保険税額の通知は、7月11日(火)に発送します。

■軽減制度の対象者が拡大

国民健康保険税は、世帯所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。

今回の改正では、5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象範囲を拡大しました。

▷5割軽減＝前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×27万円)以下」の世帯
【改正点】「26万5千円」⇒「27万円」

▷2割軽減＝前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×49万円)以下」の世帯
【改正点】「48万円」⇒「49万円」

○総所得などは、次の①から⑤の合計額に純損失、雑損失の繰越控除を適用した金額です。

①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得の金額、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の金額の合計額

②総合課税の長期譲渡所得および一時所得の金額

③65歳以上の人で公的年金所得がある人は、年金所得から15万円を控除(公的年金所得が15万円以下でも他の所得からは差し引かれませんが)

④専従者控除を申告している人は、専従者控除を所得金額に戻す

⑤専従者給与をもらっている人は、専従者給与を除く